

Ⅷ. 自動車点検基準関係について

5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対象車種			定期点検の間隔						検査証の有効期間		備考（主な車種等）	
			3ヶ月 （別表3）	3ヶ月 （別表4）	6ヶ月 （別表5）	6ヶ月 （別表5の2）	1年 （別表6）	1年 （別表7）	初回	2回目以降		
運送事業用	乗用	軽自動車					●		2年	←	貨物軽運送事業者（マイカー型）	
	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○						2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
		軽自動車					●		2年	←		
		二輪						●	3年	2年		
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩	
定員11名以上		○						1年	←	霊柩車バス形状		
軽自動車						●		2年	←	霊柩		
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満	○						2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年		
		軽自動車			○				2年	←		
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車（定員10人以下）		○						1年	←	園児送迎車（定員は大人換算）	
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型	
		軽自動車			○				2年	←		
		三輪	○						2年	1年		
	二輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）	
		検査対象外軽自動車				○			無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
	特種	貨物	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
			GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
			GVW8トン未満	○						2年	1年	
			GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年	
	軽自動車			○				2年	←			
	大特	貨物	GVW8トン以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
			GVW8トン未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
			GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
GVW8トン未満			○						2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ		○					2年	1年				
検査対象外軽自動車		○						無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○						1年	←	トラック（三輪を含む）	
		GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←		
		GVW8トン未満			○				2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年		
		軽自動車					●		2年	←		
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車（定員10人以下）				○				1年	←	園児送迎車（定員は大人換算）	
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）	
		軽自動車					●		3年	2年		
		三輪			○				2年	←		
	二輪	小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）	
		検査対象外軽自動車						●	無	←	126cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）	
	特種	貨物	普通・小型	○8t以上		○8t未満				2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
			GVW8トン以上	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリート・ミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
			GVW8トン未満			○				2年	1年	
			GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年	
	軽自動車					●		2年	←			
	大特	貨物	GVW8トン以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
			GVW8トン未満			○				2年	←	フォーク・リフト
			GVW8トン以上	○						1年	←	ストラドル・キャリア、ボール・トレーラ
			GVW8トン以上トレーラ		○					1年	←	
GVW8トン未満					○				2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ			○				2年	1年				
検査対象外軽自動車				○				無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		

（注）1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

2. GVW：車両総重量